

謹啓 初夏の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、外国人労働者対策の現状につきましては、経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は年々増加していますが、その就労状況は、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと、依然として不法就労者数が高水準で推移していること等の問題があったことから、平成19年に雇用対策法を改正し、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講ずることとされたところです。

また、平成31年4月1日には、外国人との共生社会の実現に向け、労働関係法令等の遵守や公正な待遇の確保等、外国人労働者が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の見直しを行い、その後も2度の改正がされたところです。

すべての事業主の方には、労働政策総合推進法に基づき、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く）の雇用または離職の際に、当該外国人の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、ハローワークに届け出ることが義務づけられており、ハローワークでは、外国人雇用状況届出により外国人の雇用状況を把握の上、事業所に対する雇用管理指導や求人開拓を実施しています。

こうした中、厚生労働省及び福島労働局は、6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけ、外国人労働者の適正な就労に関する啓発・指導等の取組みを行っております。

つきましては、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して、事業主の方が講ずべき措置について御理解いただくため、貴団体の傘下会員事業主に対する別添パンフレット（福島労働局ホームページに掲載）の周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

今後とも、外国人労働者対策につきまして、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

令和3年6月

関係各位

福島労働局長 河西 直人

